

大阪広域環境施設組合 鶴見工場建替・運転委託事業

対面の対話議事要旨

令和4年7月15日
大阪広域環境施設組合

No.	資料名	編・ページ	章・様式	大項目・条	中項目・項	小項目・号	項目名	確認内容	回答内容
1	要求水準書および別紙2 地質調査資料	2-3	1	1	(4)	オ(ア) B	地質調査	第1回目質問回答No. 9にて「地質調査は、必要に応じて建設事業者において調査を行うこととなっております。」との回答を得ております。 入札段階において地質調査の実施は調査工程を考えると現実的に不可能と考えますので、入札時には計画建物の支持層を既存の建物の支持層と同じとしています。受注者決定後の調査により、基礎計画に増減が発生した場合は、別紙4「予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表」の設計段階のリスク項目「測量・調査」に従い対応いただけたと考えてよろしいでしょうか。	既存資料に基づき、支持層等は建設事業者がリスクも踏まえてご提案いただく内容です。 建設事業者の提案内容に沿った合理的な経費を見込み応札してください。ただし、事業契約締結後の調査により、事前に想定が困難な事象が判明し、その事象に起因する基礎計画の大幅な変更については、必要性を合理的に説明できる範囲において協議に応じます。
2	要求水準書	2-3	1	1	(4)	オ(ア) C	煙突調査	現行耐震基準による安全性の確認が必要であれば、杭の断面情報およびPS検層結果が必要です。受注後に杭の断面情報は組合様から頂けるものとし、受注者はPS検層調査の実施するものと考えてよろしいでしょうか。また、断面情報およびPS検層調査結果から、既存煙突が現行耐震基準による耐震安全性が不足している場合は、別紙4「予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表」の設計段階のリスク項目「測量・調査」に従い対応いただけたと考えてよろしいでしょうか。	既存の煙突を再利用する場合、現行耐震基準による安全性の確認は求めておりません。 杭に関する情報については、鶴見工場竣工図をご確認ください。 令和3年3月の「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替計画における基本方針について（答申）」を踏まえ、煙突を再利用することが望ましいと考えておりますが、煙突の再利用を含め、建設事業者がリスクも踏まえてご提案いただく内容です。 煙突を再利用する場合の詳細調査、設計・改修工事は建設事業者の業務範囲です。合理的な経費を見込み応札してください。
3	要求水準書	3-23	5	1	(1) (2)		展開検査と搬入物検査	第5章 搬入管理業務 1 搬入管理 (1) では展開検査の実施を、(2) には「組合が実施する搬入物検査に協力する。」とあります。 展開検査における搬入不適物の指導は組合様にて実施と理解してよろしいでしょうか。(添付資料1 上段に展開検査業務の分担表を示します。) 搬入物検査において運転事業者が協力する内容についてご教示願います。(添付資料1 下段に運転管理事業者にて想定した搬入物検査業務の分担表を示します。) 許可車の搬入が24時間あるため、24時間体制で展開検査と搬入物検査が実施されると考えております。展開検査及び搬入物検査の実施頻度と昼間と夜間それぞれの所要時間についてご教示願います。	搬入物検査に展開検査は含まれます。 搬入物検査を行う車両の抽出、搬入不適物の判断、搬入者への指導は組合にて行います。 その他の搬入物検査に係る業務(車両誘導、運転手への指示、運転手からの聞き取り、搬入物検査装置操作、ごみの展開指示、展開ごみの検査、写真撮影、ホワイトボードの記入及びタブレットPC操作など)について、運転管理事業者は組合と協力して行います。 搬入物検査は、搬入を受入れている時間帯(9:00～12:00、13:00～16:00、17:00～23:00、2:00～9:00。ただし、日曜日は13:00～16:00を除く。)に、受入れに影響のない範囲で行っております。ただし、収集遅延や不測の事態が起こった場合等は、これによらない時もあります。 頻度については、1時間当たり2～3回程度です。 所要時間は、不適物が発見された場合は20～30分程度、発見されなかった場合は5～10分程度です。

No.	資料名	編・ページ	章・様式	大項目・条	中項目・項	小項目・号	項目名	確認内容	回答内容
4	要求水準書	1-18	3	1	(2)		「(必要に応じて)」と記載されているもの	<p>「(必要に応じて)」と記載されているものについては、当該設備等の設置の要否の判断を含めて事業者提案により整備すること。」とありますが、設備に必要な資格者の手配は組合様にて実施いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本施設の施工に当たって、必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担においてすべて取得することとなっています。</p> <p>設備の設置に当たり必要な資格がある場合は、建設事業者がその有資格者を配置してください。ただし、許認可の取得に際して、組合が担う必要があるものについては組合が行います。</p> <p>また、運転管理業務を行うに当たり必要な資格がある場合は、運転管理事業者がその有資格者を配置してください。</p> <p>なお、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者等の事業者への選任が必要な有資格者は組合職員を選任しますが、運転管理事業者も有資格者又は同等の経験を有する者を配置し、組合の有資格者の指示のもと、運転管理事業者の体制内を総括的に監督してください。</p>
	要求水準書	2-232	3	13	(17)	カ	二酸化炭素利用装置(必要に応じて)		
	要求水準書	2-233	3	13	(20)		燃料電池自動車用水素充填スタンド(必要に応じて)		
5	要求水準書	2-130	9		(1)		ごみ汚水の排水処理について	<p>「本設備は、ごみピットより浸出するごみ汚水及びプラットホーム洗浄水を処理する。」との記載があり、本ページ以降にはごみ汚水の生物処理や、薬剤中和処理、凝集沈殿処理が求められております。</p> <p>ごみ汚水については、BOD値が高いことが多く、臭気もひどく、高濃度の有機系排水であることから、ごみピット返送やストレーナ処理後に炉内噴霧し、高温酸化処理を提案してよろしいでしょうか。</p>	可とします。
6	要求水準書 共通事項 別紙1 敷地範囲図						収集車両基地について	<p>計画地西側に収集車両基地がございますが、工事期間中は添付資料2で示された工事範囲内に収集車が通行することはないと、その他のゲートから出入りすると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>工事期間中も計画敷地内を通行する場合、通行するルート・時間帯・曜日・車両台数・車両の大きさをご教示願います。</p>	<p>工事期間中は、仮囲い内に収集車両が通行することはありません。</p> <p>事業計画地内における工事期間中の収集車両通行場所、収集車両の入退出経路、仮囲いの計画範囲については、別紙1のとおりです。</p> <p>工事期間中に通行する収集車両については、以下のとおり予定しています。</p> <p>時間帯：8時～17時 曜日：月～土曜日 車両の大きさ・台数：2t車は40台、軽四輪車は40台（それぞれ午前、午後最低1回ずつ通行します。）</p>

No.	資料名	編・ページ	章・様式	大項目・条	中項目・項	小項目・号	項目名	確認内容	回答内容
7	要求水準書	2-40	2	2	(2)	エ(イ) A(C)	自己搬入車（自己搬入ごみ等）	「鶴見工場建替計画における基本方針について（答申）」に搬入車両については、西門と東門の両方から入退場可能とすると記載あります。自己搬入車についても同様に両方からと考えてよろしいでしょうか。または、東門に限定する予定などありましたらご教示願います。	令和3年3月の「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替計画における基本方針について（答申）」を踏まえ、自己搬入車についても西門と東門の両方から入退出可能としてください。
8	要求水準書	2-283	5	3	(1)	表2-52	ダイオキシン類・重金属類（付着物・堆積物）調査	以下の「必要な数量」について、具体的な数量をご指示下さい。 1）表2-52のダイオキシン類・重金属（付着物・堆積物）調査について、「その他ダイオキシン類等の有害物質による汚染が考えられる設備や水槽等」の調査数量 2）表2-53の作業環境調査について、「作業現場・管理区域ごと」の調査数量 3）表2-57の除染後の汚染状況調査について、「その他ダイオキシン類等の有害物質による汚染が考えられる設備や水槽等」の調査数量 なお、必要数量が不明の場合、増減については協議をお願いします。	ダイオキシン類・重金属類（付着物・堆積物）調査、作業環境調査、除染後の汚染状況調査はご提案いただく内容です。 建設事業者の提案に基づくものであり、費用の増減は考えておりません。合理的な経費を見込み応札してください。
	要求水準書	2-284	5	3	(1)	表2-53	作業環境調査		
	要求水準書	2-292	5	5	(3)	表2-57	除染後の汚染状況調査		
9	要求水準書	2-50	3	2	(5)	ウ(ア)	切断機の形式について	「切断機（参考） 本装置は、可燃性の災害廃棄物等を焼却しやすい寸法に切断するために設ける。 (ウ) 処理対象物 可燃性災害廃棄物等 (エ) 処理能力 30～50t/5h」 と記載があります。 上記の処理能力の切断機の場合、添付資料3のように畳など長物の形状を破砕する際、プッシャー前進時に破砕物が滑り落ちるような事例が報告されております。 切断機の形式に関しては、可燃性の災害廃棄物の破砕に適し、大量のごみを安定して連続破砕処理できる二軸式の低速回転破砕機の採用を提案してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	資料名	編・ページ	章・様式	大項目・条	中項目・項	小項目・号	項目名	確認内容	回答内容
10	要求水準書	2-224	3	13	(11)		ごみピット転落者救助装置の形式について	<p>要求水準書224頁 「(11) ごみピット転落者救助装置（必要に応じて）」</p> <p>本設備は、ごみピット内に誤って人が転落した場合にその転落者を救助するために設置する。」と記載があります。</p> <p>ごみピット内をより広範囲に救助が可能な、ごみクレーンメンテナンスホイストにカゴを吊下げる方式を提案してよろしいでしょうか。</p>	可とします。
11	要求水準書	2-106 2-262 他	3				場内給湯、場内暖房の動力源について	<p>給湯、暖房の形式について確認させていただきたいと考えます。</p> <p>要求水準書106頁 「本設備は、各熱交換器、蒸気タービン発電機等により構成され、ボイラーで発生した蒸気等を利用し、本施設内暖房、給湯を行うこと。」</p> <p>要求水準書267頁 「給湯水栓は混合水栓とし、給湯は余熱利用又は電気式から、利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定すること。」</p> <p>要求水準書271頁 「5 建築電気設備工事 (4) 動力・電灯設備 本設備は給排水、冷暖房および換気等の建築設備の動力負荷および電灯分電盤に対する電源設備・・・(後略)」</p> <p>106頁では蒸気式、267頁では蒸気式もしくは電気式、271頁では電気式と読み取れますが、給湯・暖房についてどちらの方式を採用されておられるでしょうか。</p>	給湯・暖房の方式を限定しているわけではありません。給湯・暖房の方式はご提案いただく内容です。